

論点7：産業部門の対策

<2010年度エネルギー起源CO₂排出量(基準年比削減率)推定値の比較>

	現状対策(現行対策推進)ケース		対策強化(追加対策)ケース	
	環境省推計値	需給部会試算値	環境省推計値	需給部会試算値
エネルギー 起源CO ₂	+7.1%	+5%	+0.5%	+0%
産業部門	▲6.2%	▲7%	▲12.4%	▲9%
運輸部門	+19.8%	+20%	+17.2%	+15%
民生部門	+30.5%	+23%	+16.0%	+12%
家庭	+22.7%	+21%	+9.2%	+5%
業務	+37.4%	+24%	+22.1%	+18%
転換部門	(▲10.3%) (試算値)	▲17%	(▲19.5%) (試算値)	▲21%

- 産業部門の排出予測が▲12.4%とあるが、この数値は主管府省庁あるいは各業界と意見交換などを実施し、対策の実現性を踏まえて計算された数字なのかどうか疑念を感じる。産業の実態や生産現場の現状とかけ離れた前提条件に基づいて、机上の計算のみで作成したものではないかと懸念する。自主行動計画の場合、各業種が記載している対策は、対策の実現可能性をも勘案して当該業界が提示したものである。環境省原案においてもその実現可能性については、対策の効果や普及の可能性等について、正確かつ詳細な情報が不可欠であり、どの対策についてどの程度の効果を見積もったのか、詳細を明示すべきと考える。少なくとも、関係業界と最低限の情報交換や意見交換を行った上で試算されるべきではないか。また、総合資源エネルギー調査会需給部会と全く異なる数字を出すこと自体、混乱をもたらす以外の何者でもなく、政府内できちんと調整した上で提示すべきである。
- 「大綱において各業種の目標を産業部門の対策として位置づけ、各業種の目標値を具体的に記載することが適當」とあるが、現大綱においては、経団連自主行動計画の±0%という目標数値が位置づけられており、そのこと自体、日本経団連を一つのまとまりとして捉え、まとまりとしての目標達成に期待している。これを前提として、自主行動計画参加34業種は、目標達成に向けて懸命に取り組んでいるところである。各業界をバラバラにして大綱に位置づけるという趣旨の提案は、

自主行動計画そのものを根本から成立させなくするものであり、到底受け入れられるものではない。

- 政府は、日本経団連の自主行動計画の内部にまで手を及ぼし、個別業種のミクロな目標管理を行うのではなく、関係府省庁が一丸となって、エネルギー寡消費型の社会・都市づくりや、効果のある対策への普及支援などに取り組むべきである。中でも、個人や中小の事業主体が多くかかわっている運輸交通部門と民生部門にこそ、取り組みの一つの力点をおくべきではないか。

論点8：運輸部門の対策・施策の強化

- E3 の導入については、社会全体としての経済性や供給安定性、大気環境への悪影響、品質確保等の問題に関し、慎重な議論が必要である。

論点9：業務部門の対策・施策の強化

(建築物の省エネ性能向上対策を確実に進めるための施策)

- 個々の建築物の省エネ性能のデータ把握・収集が不足しているというが、大綱策定以降既に6年が経過しており、この間、関係者により、データ収集努力がどのように行われてきたのか、説明を求める。今になってデータ不足というのでは、不足が放置されてきたこと自体に問題を感じざるを得ず、関係者は怠慢の誇りを免れないのではないかと感じる。
- 建築物に関しては、既に省エネルギー法等の既存の法規制もあることから、その上で、更なる取り組みとして、エネルギー管理指定工場（民生業務部門）に関し、省エネ機器導入推進のためのインセンティブ（補助金、優遇税制、特別償却等）の充実、空調や照明等機器稼動時の最適制御のためのBEMSの段階的導入を促進していくことが重要である。
- ESCO事業やBEMSは、既に民間で行われているところであるが、これからも政府の率先取り組みをモデルに、行政、事業者等による普及促進ロードマップを策定し、課題と普及促進に向けた関係者の役割分担等を明確にしていくことが重要である。
- 建築物について、例えば貸しビル等では、家主が光熱費を共益費等として借主から定額を徴収しているようなケースがあるのではないか。このような場合、借主には光熱費の節約についてインセンティブが働かないのではないか。

論点10：家庭部門の対策・施策の強化

- 住宅全体のデータ把握や省エネ等は、非常に膨大かつきめ細かなデータ収集によって初めて可能となるものであり、専門的知見を有する専門家の意見を十分かつ慎重に聞く必要がある。建築基準法さえ守らない欠陥住宅・建築が問題となる中、住宅の実効ある温暖化対策は、文言上の指摘に止まらず、現場をはじめとする実態を十分ふまえて慎重に検討し、対策を講じる必要がある。

(HEMS)

- P15 の最終行、「電力会社などのエネルギー供給事業者については、HEMS による省エネルギーサービスをエネルギー供給サービスの一環として効果的に消費者に提供できることから、その制度化を含め、確実に HEMS の普及拡大を図る仕組みの導入。」とあるが、HEMS のような需要家(家庭)側のエネルギー管理は、エネルギー供給事業者のみが請負うような一律の制度化で、簡単に普及拡大や実効が望める訳ではない。
- 既に国の費用で進めている HEMS 導入実証試験、そのデータ解析による需要家側のきめ細かいニーズと省エネ効果を検証の上、政府、エネルギー供給事業者、住宅メーカー、家電機器メーカー、消費者団体等関係者間のコンセンサスを得ながら将来の普及促進ロードマップを作り、最終的にコストエフェクティブなシステムが市場において認知され、ビジネスとしても自然に行われるものとすべきである。総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の中間報告の内容とも整合を図り、政府は、こうしたロードマップ策定の関係者間の協議の場を作り、ビジネスになり得るための初期需要喚起、官営住宅等での率先的取り組みによるモデル創設などの視点で支援策を講じていくべきではないか。
- エネルギー供給事業者が、消費者より求められているのは、HEMS だけではなく、情報提供を含めて、多様な省エネサービスであり、消費者のニーズに基づき、民間企業の創意工夫を活かした省エネサービスを自発的に行っている。例えば、日本経団連傘下の電気事業者の中には、高効率機器導入により積極的に削減対策に取り組む顧客に対して金銭的な支援を行うと同時に、同額を国内森林整備に拠出するという自主的な取り組みを「エコサポートプラン」と名づけ、開始しようとしている事例もある。

(過剰電圧の調整)

- 供給電圧は時間帯・天候・季節により様々な変動様相を示すが、電気事業者はこの変動を考慮した上で電気事業法に基づき常に 101 ± 6 ボルトの範囲に収まるように運用している。従って「過剰電圧」という言葉そのもの自体が馴染まない。
- 現在家庭内で使用される電気機器は、冷蔵庫やエアコンなど消費電力量の割合の高いものにインバーター制御機器（電圧を下げるも消費電力が減少しにくい機器）が多いこと、また、電気ポットのような純粋な抵抗機器は電圧を下げることで消費電力は下がるがその分効能を得る為に長時間をする（湯を沸かすのに時間が余計にかかる等）ため結果的に消費電力量は変わらないこと、重ねて、節電器自体に電力損失があること等から、いわゆる『電圧調整システム』の導入により、総合的に有意な省エネ効果が見込めるのか疑問が呈されているところである。当該システムの新築住宅への標準的導入を検討する前に「有効性と経済性」、すなわち『節電効果の測定方法』と『測定された効果の有効性・経済性』について明示する必要がある。
- これまでに販売されているいわゆる節電器においては、パンフレット等に謳われた節電効果、電気料金の削減額やクレジット代の支払を巡り消費者とのトラブルが絶えない状況が多数生じているところであるが、これら「節電器」と本件の『電圧調整システム』との構造的・性能的な違いについて、明確な説明がなされるべきである。仮に同じものであれば、そのようなトラブルの多い機器を政府として推奨することには問題があるのではないか。
- いずれにしても、再三、電気の専門家の意見を聞いて欲しいと要請しているにもかかわらず、その形跡が見えないことに失望を感じる。

(省エネ家電の買い換え促進)

- 世界に類を見ないトップランナー基準等を満たした冷蔵庫、エアコン等の省エネ民生機器、低燃費車、次世代省エネ基準を満たした住宅等、産業界は、既に、従来にない高効率製品の開発、商品化に成功している。これら製品の普及拡大が当面の最重要課題であり、国民自らの自主的な責務として、省エネに積極的に取り組むための風土作りが最重要である。そのために、政府自らが、先導的な普及広報活動をエネルギー/機器の供給者と共同し、国民の環境意識を高揚させ、国民運動としてのうねりを作り上げることが求められる。併せて、省エネ機器購入促進のための魅力あるインセンティブ制度の構築を関係者間で協議することが重要である。
- 省エネ家電の買換促進に関しては、省庁横断による関係者間の検討組織を早急に発足させ、アイデアの具体化に関してロードマップや役割分担等を策定していく